

市長の職務代理について

地方自治法第152条第1項の規定により、副市長鈴木達也が市長の職務を代理しますので、お知らせします。

1 表示形式

千葉市長職務代理者

千葉市副市長 鈴木達也

2 職務代理期間

令和3年3月4日（木）～3月21日（日）（予定）